

にっせんかい

日扇会ニュース



vol.62

2024年

地域の皆様と日扇会の意見交換・情報提供のための紙面です



(高原に咲く紫陽花 徳島県大川原高原 撮影者：mitu)

目黒区の皆様、区民健診が始まりました

年に1回の区民健診（予約制）が始まりました。11月末までの期間、毎日行っておりますが、例年10～11月はとても込みあいます。したがって、お早目の健診をお勧めいたしております。一方、新型コロナはまだ完全には終息しておりませんので、ご来院の方には必ずマスクの着用をお願いいたしております。

なお、今回から一部の方に無料の「ものわすれ健診」（区からの資料をお読みください）が加わりました。その他、ご不明の点等がございましたら何なりと受付や看護師にお尋ねください。



選ばれる病院を目指して

1. 私たちは日頃体調（具合）が悪いと感じたとき、まず「どうしたんだろう」と思い、次に何か心当たりになることが無いか、を考えてみるのだと思います。

そのうえで、今のままでは日常生活に支障があるので、クリニックや病院（以下、病院という）にいて、はやく治してもらおう！と考えることが多いのではないのでしょうか。

その時、どこの病院を選ぶかは人それぞれでしょうが、基本は「信頼できる場所」を選択してもらえるのだと思います。

したがって病院側としては、どのような患者さんが来院されても、そのご要望や価値観等に沿えるよう日々万全の体制を整えておかねばなりません。そのためにハード面の整備は勿論、ソフト面の要諦として職員の教育・研修も絶え間なく実施しております。

それだけでなく「より安全な医療」を全うするため、外部（第三者）による病院のチェックも欠かせません。現に、当院は東京都や関東信越厚生局等の検査や調査を定期的に受けており、加えて以下に記しました公益財団法人 日本医療機能評価機構の審査も受けております。

2. しかし、日本医療機能評価機構なる言葉は聞いたことがない、という方も多いと思います。当機構は「病院の質の向上を図るため、病院の医療機能を学術的観点から中立的な立場で評価し、

その結果明らかとなった課題があれば改善を支援する」という医療機関を専門に審査する公的な第三者機関です。その審査は5年ごとに受ける必要がありますが、当院では、2003年（平成15年）以降現在までの21年間、継続して審査を受けており何れも同機構の認定（合格）を取得しております。なお、同機構の受審は強制ではなく任意で費用もかかりますが、当院では「安全・安心な医療」に徹するという考えから、今後も継続して当機構の受審を続けて参ります。



理事
藤田 克明

3. その機構による病院に対する審査項目は、100項目以上ありますが、例をあげれば以下のような項目があります。（文言は、分かりやすくしてあります）

- ① 患者さんの意思を尊重した医療を行っているか。外来の待ち時間は、どのくらいか。
- ② 患者さんの安全確保に適切に対応しているか。感染対策は万全か。
- ③ 患者さんの個人情報適切に取り扱っているか。
- ④ 診療・ケアの管理、責任体制ははっきりしているか。
- ⑤ 災害時の危機管理は大丈夫か。

～等々です。

4. 外部機関による審査内容の実例をあげましたが、審査項目はいずれも「患者さんにとって、適切な医療を実施できているか」と、病院の日頃の体制を問うものです。皆様には分かりにくいことを記したかもしれませんが、監督官庁や外部識者の指導・助言も頂きながら今後とも「より安全・安心な医療」を目指し、「かかりつけ医」として患者さん・ご家族から「信頼」されるよう誠実にお応えしていく所存です。長くなりましたが、今後とも皆様のご支援、ご鞭撻をよろしくお願い申し上げます。



リハビリテーションとは？

理学療法士 主任 うえち 上地 みゆき 美幸

1. 「リハビリテーション（又はリハビリ）」という言葉は近年よく聞かれるようになり、ドラマや映画、漫画などでも取り上げられていることは、皆様もご存じのことと思います。リハビリという言葉を目撃すれば、「再び適した状態にする（戻す）こと」となりますが、具体的には「ケガや病気で身体に障害のある人に対し、運動療法や物理療法を用いて、自立した日常生活を送れるよう支援する医学的療法」といえます。そこで本日は、日扇会で実施しておりますリハビリについて、ご案内させて頂きたく以下に概要を記しました。

2. 当院は、皆様の「かかりつけ医」として地域医療に貢献すべく今から22年前、2002年（平成15年）にリハビリ部を設け、入院・外来・通所・訪問の4チームで運営しております。入院、外来の患者さんに係わるリハビリは勿論のこと、通所リハビリ（当院の巡回車でご来院いただく）や訪問リハビリ（こちらからご自宅へお伺いする）も実施しております。

3. 上記のうち、私が担当させて頂いております訪問リハビリについて、少し詳しくご紹介したいと思います。

- ① 訪問リハビリとは、理学療法士などのリハビリの専門家が、利用者さんのご自宅を個別に訪問させて頂き、リハビリをご提供するサービス（役務のご提供）です。対象となる利用者さんは、介護保険の要介護認定を受けておられる方で、「かかりつけ医」の医師により訪問リハビリが

必要であると判断された方となります。

なお、介護保険ではなく医療保険で訪問リハビリ利用を希望される方は、通院が困難な方に限ることとなっております。



- ② 次に、実際にお伺いしたときの具体的な内容について、お話ししたいと思います。基本的には、利用者さんの病気や状態に合わせて、起きる・座る・立つ・歩く・トイレ・入浴などの様々な動作を、実際の生活の場であるご自宅で、より安全に行えるよう練習します。そして、リハビリ実施以外の時間帯でも運動を行って頂けるよう、自主トレーニングの指導も致します。

- ③ その際、ご家族への介助方法についてもご指導いたしますと共に、福祉用具のご提案なども必要に応じて行っております。

- 4.** 以上、リハビリの概略をご案内いたしました。利用者さんが住み慣れた地域、そしてご自宅で自分らしく生き生きと生活ができますよう、日扇会は入院から退院後の生活まで切れ目なくリハビリを継続して、利用者さんの生活を支えることができます。退院後の生活不安や、最近転倒が増えてきて心配…など、お困りごとがありましたら、どうぞお気軽にご相談ください!!



いんない

院内レター

生活習慣病（高血圧症・脂質異常症・糖尿病）で
通院中の皆様へ

医事課より

厚生労働省の決定により、高血圧症・脂質異常症・糖尿病が主病の患者さんに対して 2024 年 6 月 1 日から、そのお取り扱い（算定基準）が変わりましたので、お知らせいたします。

- 生活習慣病とは、食事、運動、休養、喫煙、飲酒など日頃の生活習慣が深く関与されるとされ、それらが発症の要因となる疾患の総称ですが、日本人の死因上位を占める「がん、心臓病、脳卒中」などもそれに該当します。生活習慣病は年々増加しており、その予防、早期発見・治療、重症化予防が大きな課題となっています。そのため生活習慣病対策の一環として、より専門的、総合的に治療管理を行い、患者さんの生活の質（QOL）を向上させることを目的として、今回の改正が行われました。



- 改正の概要は、①従来、「特定疾患療養管理料」とされていた上記3疾患については新しい「生活習慣病管理料」に変わったこと、②患者さんに応じた「療養計画書」の作成（概ね3か月に一度）が必要となったこと、そして③その計画書に患者さんの署名（同意）が必要になったことなどです。

- 一方、今回の改訂により文書（療養計画書）が必要となったため診察時間が少し長くなることが予想されるほか、診察代が多少上下する場合があります。しかし、療養計画を文書をもって確認できるなど、従来よりきめ細かい診察・治療が期待できるメリットがあると考えられ、医師、看護師等と皆様とで達成目標を共有し、より良い治療に繋げて参りたいと思いますので、皆様のご理解、ご協力を宜しくお願い申し上げます。



編集発行人

医療法人財団 日扇会

〒152-0031

目黒区中根2-10-20

TEL：03-3718-7281(代表)

FAX：03-3718-7736

ホームページアドレス：

<http://www2.nissenkai.or.jp/>

季刊紙 発行日：6月30日

理念 医療は患者さんのために存在する

使命 患者さんの「かかりつけ医」として地域医療に貢献します

基本方針

- 私たちは、患者さんの権利と人格を尊重した医療を行います
- 私たちは、プロとしての責任と誇りをもって自己研鑽に励みます
- 私たちは、病院全体の力を結集して患者さんを支えます
- 私たちは、信頼される医療を継続するため徹底したリスク管理を行います
- 私たちは、全職員が思いやりとやりがいを持って医療を行う活気ある病院を作ります
- 私たちは、担うべき役割を将来とも継続的に果たすため、安定した経営を維持します

